

原子力関係閣僚会議決定 (H28.3.11)
を受けた取組状況
(説明資料)

平成29年7月
内閣府(原子力防災担当)

原子力関係閣僚会議決定(H28.3.11)を受けた取組状況

全国知事会の二つの提言 (H27.7.29)

主に安全対策としての「原子力発電の安全対策及び防災対策に対する提言」と、主に原子力防災対策としての「国の施策並びに予算に関する提案・要望」を決定。

原子力関係閣僚会議 (H28.3.11)

全国知事会の提言に対する国の対応方針として、「原子力災害対策充実に向けた考え方」を決定。また、官房長官より、個別のテーマについて詳細化を指示。

原子力災害対策関係府省会議 (H28.4.25)

実動部隊の協力（第一分科会）、民間事業者の協力（第二分科会）、拡散計算も含めた情報提供の在り方（第三分科会）の3つのテーマについて、分科会の設置を決定。各分科会において、関係府省が連携・協力しつつ、関係道府県に意見照会等を行いながら、専門的かつ実務的な検討を実施。

第一分科会（実動部隊の協力）

住民避難等の支援活動や原子力事業者が実施する事故収束活動の支援活動に関し、国としての支援や現場での連絡調整等について取りまとめるもの。

第二分科会（民間事業者の協力）

自治体が、民間事業者（バス等）との原子力災害時の協力に係る協定等において定めておくべき内容や留意点について取りまとめるもの。

第三分科会（拡散計算も含めた情報提供の在り方）

複合災害も想定した避難・屋内退避の基本的な考え方や、拡散計算を自治体の判断と責任の下で活用する場合の留意点等原子力災害時における情報提供の在り方について取りまとめるもの。

3つの分科会の取りまとめを
原子力災害対策関係府省会議に報告し、決定・公表

国は、今後とも、関係地方公共団体のご意見・ご提案をお聞きしながら、
原子力災害対策の更なる充実・強化に向けた取組を推進

原子力災害対策の充実化に向けた分科会の検討結果のポイント

全国知事会からの提言については「原子力災害対策充実に向けた考え方」（平成28年3月11日 原子力関係閣僚会議決定）に加え、新たに以下の事項について整理を行った。

1. 実動組織の協力

各実動組織における**具体的な活動例を提示し、地域ごとの緊急時対応にあらかじめ明記**

（具体的な活動例）

- ・警察機関 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ・消防機関 避難行動要支援者の輸送の支援
- ・海上保安部署 巡視船艇による住民避難の支援
- ・自衛隊 避難の救助

平常時においては、地域連絡会議¹の場等も活用し、情報共有、意見交換等の取り組みを推進

原子力災害の不測の事態においては、関係者間における議論を踏まえつつ、合同調整所²の仕組みも活用

地域ごとに各機関の特長を活かして連携

¹ 地域連絡会議

原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、各地域において、関係省庁（実動省庁を含む。）及び原子力事業者等により構成された会議。

² 合同調整所

各災害ごとに必要に応じて設置される、部隊間の情報共有等を行う場。

2. 民間事業者との協力協定等の締結

自治体と民間事業者の**協定等において定めていくべき内容等を整理・提示**

（内容の具体例）

- 1 業務実施に当たっての**被ばく線量の管理目安を設定**することや、**被ばく線量の管理方法**について取り決めておくこと
- 1 防護服、マスク等の**資機材**を自治体側で準備するとともに、当該**資機材の配布手順や配布方法**について理解を深めていくこと
- 1 業務の実施に要した費用や業務の実施に伴って発生した損害は、基本的に**自治体が負担、補償**すること
- 1 実際に業務に携わる民間事業者に対し、**定期的な研修の機会を提供**すること

3. 情報提供の在り方

自然災害（地震、津波、暴風雪）による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等は、**自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先**

住民や民間事業者等に対し、**屋内退避の徹底に関する注意喚起を実施**することや、防災行政無線等様々なツールを活用し、**避難情報等を住民に提供**

拡散計算については、

- 1 **事前対策として、避難計画を充実させるための支援内容（計算の実施、結果の解説等）を明確化**
- 1 **緊急時に、自治体が自らの判断と責任により活用する場合の留意点を整理**

国と自治体の役割の明確化

地方公共団体は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの勧告、指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の緊急事態応急対策等を行う。

地方公共団体は、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。

大気中放射性物質の拡散計算の活用

国は、地方公共団体が、原子力災害時や避難訓練時において、原子力発電所事故の状況等の情報に加え、自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない。

安定ヨウ素剤の配布について

地方公共団体は、UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平時に事前配布を行うことができる。

実動組織の協力

国（実動組織含む。）は、地方公共団体の要請等に応じ、又は不測の事態の場合における原子力災害対策本部及び現地対策本部の調整若しくは指示の下に、住民の支援その他の支援活動を行う。

国（実動組織含む。）は、必要がある場合には、地方公共団体とも連携しつつ、地域防災計画に応じて、事態の状況や各部隊の装備等を踏まえ、臨機応変に必要な対応をとる等、原子力災害収束に向けた対応の支援を行う。

民間事業者、国・自治体職員の協力

国は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、協定締結に向けた支援を行う。

原子力事業者の責務と具体的な対応

原子力事業者は、地域原子力防災協議会における検討等を踏まえて、原子力事業者としての協力内容や必要となる体制をあらかじめ整備し、原子力事業者の防災業務計画に反映する。

各分科会の構成員

Ⅰ 第1分科会：実動部隊の協力

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）【座長】

内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

警察庁警備局警備課長

消防庁特殊災害室長

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長

海上保安庁警備救難部環境防災課長

防衛省統合幕僚監部参事官

国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）（検討支援）

厚生労働省にも情報を共有し、必要に応じ参加を求める。

Ⅰ 第2分科会：民間事業者の協力

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）【座長】

文部科学省研究開発局参事官（原子力損害賠償担当）付次長

厚生労働省労働基準局安全衛生部電離放射線労働者健康対策室長

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長

国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）

Ⅰ 第3分科会：拡散計算も含めた情報提供の在り方

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）【座長】

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長

（オブザーバー）原子力規制庁長官官房放射線防護企画課長

オブザーバーについては3分科会共通

1. 趣旨

- 原子力災害時には、関係機関が総力を挙げて対応することが必要。国や地方公共団体、原子力事業者とともに、指定公共機関や指定地方公共機関も含め相互に連携協力しながら対処。
- 実動組織に係る活動に関し、国としてどのように広域的に支援していくべきか、現場の実動組織間において具体的にどのように連絡調整を行うべきか、さらには平常時から関係地方公共団体も含めて各機関間においてどのような情報交換を行うべきか等について、あらかじめ整理しておくことは、緊急時における迅速かつ円滑な応急対策の実施の観点から重要。

2. 1 原子力災害時の住民避難等の支援活動に関する実動組織の協力について

(1) 原子力事業者による協力

被災者支援に対応する体制の整備や原子力事業者間の協力協定を締結、協力要員の派遣や資機材の貸与等の協力を実施。

(2) 国の実動組織の支援体制の基本的な考え方

地域レベルで対応困難な要請があった場合には、関係地方公共団体からの要請を踏まえ、政府を挙げて支援を実施。また、実動組織による支援の在り方等について、各地域において策定する緊急時対応にあらかじめ明記。

例えば、現地派遣要員の輸送車両の先導（警察機関）、避難行動要支援者の輸送の支援（消防機関）、巡視船艇による住民避難の支援（海上保安部署）、避難の援助（自衛隊）等

(3) 複合災害時における情報収集、意思決定、指示・調整の一元化を通じた実動組織の災害応急対策に関する資源の配分

非対本部等事務局は、実動組織の災害応急対策に関する資源の配分に係る総合調整を実施。原災本部事務局からの要請を受け、非対本部等事務局において一元的に調整を実施。

(4) 合同調整所の活用の在り方

合同調整所（活動エリア・内容・手順等について、部隊間の活動調整等を行うもの）の活用については、災害及びその対策等を取り巻く状況に適合したものであることが重要。

(5) 各機関の特長を活かした連携

地域原子力防災協議会作業部会等を活用し、関係機関の施設の見学や、各機関合同での訓練の実施に取り組むこと等が有益。

2. 2 事故収束活動の支援活動に関する実動組織等関係者の連携について

(1) 原子力事業者による協力

初動対応要員を常駐させる等の「緊急時対応チーム」を設置。また、原子力緊急事態支援組織（レスキュー部隊）の整備を推進。

(2) 原子力事業所における応急対策及びその支援の連携強化

国は、中央と地域のそれぞれにおいて、以下のような取組を進め、連携強化を図ることが必要。

中央での取組

- 中央連絡会議において、地域での取組状況を共有

地域での取組

- 地域連絡会議の全国的な取組を促進
- 地域連絡会議において、原子力事業者の事故収束活動の取組や実動組織等を含む各機関の平常時における資機材の整備等に関し情報共有を行うとともに、緊急時における体制・応急対策の在り方について意見交換等を実施

(3) 実動組織の活動に係る連絡調整等の明確化

原子力事業者だけでは十分な措置を講ずることができない場合には、「原子力災害対策マニュアル」等に基づき、各関係省庁はそれぞれの実動組織による対応に係る調整等を実施。

1. 趣旨

- オフサイトで活動する防災業務関係者（バス等の運転手等）は、平時において特に原子力や放射線に関する業務を行っているわけではないが、緊急時には、住民避難の実施など、防災上重要な役割を担うことになる。
- こうした原子力災害時の対応については、民間事業者の理解と協力を得て進めていくことが必要。各地の自治体においては、原子力災害時に民間事業者に協力を要請する場合の協定等が締結されつつあるが、本分科会においては、こうした協定等の内容を踏まえつつ、自治体が民間事業者との原子力災害時の協力に係る協定等において定めておくべきと考えられる内容等について整理するもの。

2. 協定等において定めていくべき内容と留意点

- (1) **自治体から民間事業者に要請する業務の内容**
要請する業務内容について、できるだけ具体的に列挙して合意しておくこと。また、具体的な業務内容や手順について共通理解を構築していくプロセスが重要。
- (2) **自治体から民間事業者への緊急時の協力の要請の方法**
業務内容を明確にした上で、原則書面により要請すること。
- (3) **緊急時に自治体から業務実施を要請する基準**
民間事業者の安全確保については、自治体が主導的に行うこと。そのため、協定等において、業務実施に当たっての被ばく線量の管理目安を設定すること、また、被ばく線量の管理方法について取り決めておくこと。なお、具体的な線量管理方法についても一例を提示。
- (4) **緊急時の自治体による資機材の提供及び配布手順**
防護服、マスク等は自治体側で準備すること。また、研修や訓練を通じ、資機材の配布手順や資機材の使用方法について理解を深めていくこと。
- (5) **業務実施中の事故等の発生の際の民間事業者から自治体への通報**
事故等により業務実施継続が困難となった場合は、自治体に対して速やかに状況を報告すること。
- (6) **業務実施後の民間事業者から自治体への業務実施報告**
業務実施後、業務実施報告を行うこと。また、業務実施者の累積線量等を記録した帳簿の写し等を添付することが適当。
- (7) **民間事業者の業務実施に係る費用の請求、自治体側による費用の負担**
業務の実施に要した費用（人件費等）は、協定等において、基本的には自治体が負担すること。
- (8) **業務実施に伴う人又は物の損害に対する自治体による補償**
業務の実施に伴って発生した損害については、協定等において、基本的には自治体が補償すること。
- (9) **民間事業者が保有するバス等の台数の定期的な報告**
保有するバスの台数等民間事業者が有する能力について、自治体と民間事業者の間で共有しておくこと。
- (10) **自治体と民間事業者の間の緊急連絡先の設定・交換**
民間事業者との間の連絡方法、連絡先について、相互に交換するとともに、定期的に更新する仕組みを位置付けておくこと。
- (11) **自治体から民間事業者への業務実施中の通信手段の提供**
常時連絡を取るための通信手段を自治体が提供すること。
- (12) **自治体による業務実施後のスクリーニング・除染の実施**
業務実施後、避難等の指示区域からの退域時の検査及び必要に応じた簡易除染を行うこと。
- (13) **民間事業者に対する原子力災害に関する研修の機会の提供**
実際に業務に携わる民間事業者に対し、定期的な研修の機会を提供すること。

1. 趣旨

- 複合災害に対して迅速かつ、同時並行的に対処するためには、平常時からの十分な備えや、緊急時における住民等に対する的確な避難指示の実施等必要な情報提供を行うことが重要。
- 本分科会においては、複合災害の発生も念頭に、適切な避難指示の伝達等住民等に対する情報提供の在り方について、拡散計算を自治体の判断と責任の下で参考情報として活用する場合の留意点等も含めて整理を行ったもの。

2. 原子力防災の基本的な考え方

- 各地域においては、避難経路、避難手段、避難先の多重化等も盛り込んだ緊急時対応を策定することが重要。
- 地方公共団体は、事前対策として、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に当たり、地域の実情に応じて、大気中放射性物質の拡散計算を活用することができる。

複合災害時における避難・屋内退避の実効性向上に向けて

3. 複合災害も想定した避難・屋内退避の基本的な考え方

自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

(1) ～ (3) 地震、津波、暴風雪との複合災害の場合

地震、津波、暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、それら自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させる。

(4) 離島・半島や山間地における孤立化対策等

複合災害等に備え、避難経路の複数設定、代替手段の準備、屋内退避施設の確保・整備等屋内退避が継続できる体制をあらかじめ準備することが重要。

(5) 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制

屋内退避が適切に行えるよう、あらかじめ物資等の備蓄を行うとともに、屋内退避中に物資が枯渇する場合に備え、PAZ・UPZ内に物資を融通する体制を整備すること等が重要。

4. 複合災害時における適切な避難指示の実施等

- 国は、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化。
- 自然災害による人命へのリスクが極めて高い場合には、国は、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させることを明らかにした上で、市町村が、具体的な避難経路、避難先とともに、住民に対して避難指示等を行う。

5. 原子力災害時における情報提供の手段及び内容等に関する考え方

- 防災行政無線や広報車、CATV、SNS等様々なツールを活用し、道路等の被害情報や避難情報等を住民等に提供すること。
- プルーム通過時の被ばくを低減させる観点から、住民や民間事業者等に対し、屋内退避の徹底に関する注意喚起を行うこと。特に、避難等を行う住民や、物資供給等の支援活動を行う防災業務関係者等に対して、空間放射線量率等に係る情報を十分に提供すること。
- 原子力災害時において、地方公共団体が、自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用する場合の留意点を整理したこと。